



たじみ監督署 安全衛生だより

平成24年の労働災害発生状況

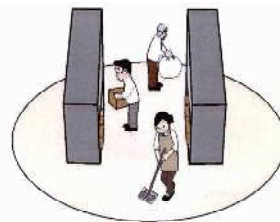
平成24年10月末における労働災害発生状況は、全産業で212件で、前年の同じ時期と比べ16件の増加となっています。主な業種別では、製造業で93件(前年同期比20件の増加)、建設業で26件(前年同期比10件の増加)、となっています。

事故の型別発生状況は、転倒災害が60件で全体に占める割合が28%となっています。また、転倒災害の発生状況は、作業床面が濡れていたため滑って転倒した災害、通路の障害物につまずいて転倒した災害等で、安全意識の低下が根本にある災害が目立ちました。

このような状況の中、『転倒』災害防止のため、4S活動の推進により自主的安全活動を促進することが必要です。

災害防止に効果のある日常活動【4S活動】

- 整理・・・必要な物と不要な物に分け、不要な物を処分すること
- 整頓・・・必要なときに必要な物をすぐ取り出せるように、わかりやすく安全な状態で位置させること
- 清掃・・・身の回りをきれいにし、衣服や作業場のゴミや汚れを取り除くこと
- 清潔・・・整理、整頓、清掃を繰り返し、衛生面を確保し、快適な状態を実現、維持すること



業種別労働災害発生状況

(多治見監督署管内)

	平成24年	平成23年	対前年 増減数	対前年 増減率	構成比	(参考) 平成22年
全産業	212	196 (1)	16	8.2%	100%	227 (6)
製造業	93	73 (1)	20	27.4%	43.9%	76 (2)
うちパルプ・紙等	8	2	6	300.0%	3.8%	7 (1)
うち窯業土石	28	23	5	21.7%	13.2%	29
うち機械金属	28	24	4	16.7%	13.2%	15 (1)
建設業	26	16	10	62.5%	12.3%	33 (3)
運輸業	23	25	-2	-8.0%	10.8%	15
卸・小売業	14	16	-2	-12.5%	6.6%	23
通信業	11	9	2	22.2%	5.2%	12 (1)
ゴルフ場	16	16			7.5%	24
上記以外	29	41	-12	-29.3%	13.7%	44

本統計は、平成24年10月末日までに労働者死傷病報告により報告のあった休業4日以上死傷災害を集計したもので、カッコ内の数は死亡災害を内数で示したものです。

構成比は少数第2位を四捨五入しているため、各業種の合計が100%にならない場合があります。

〈労働災害が発生したら労働者死傷病報告は遅滞なく提出しましょう〉

建設業の労働災害防止に向けて

平成24年10月末の建設業における労働災害は、26件(対前年同期比10件増)となっており、大幅な増加をしています。また、事故の型別では、「墜落・転落災害」が全体の3割を占め、労働災害発生時の休業日数については、一ヶ月以上の休業が6割以上となっており、建設業での労働災害は重大災害につながる事がうかがえます。

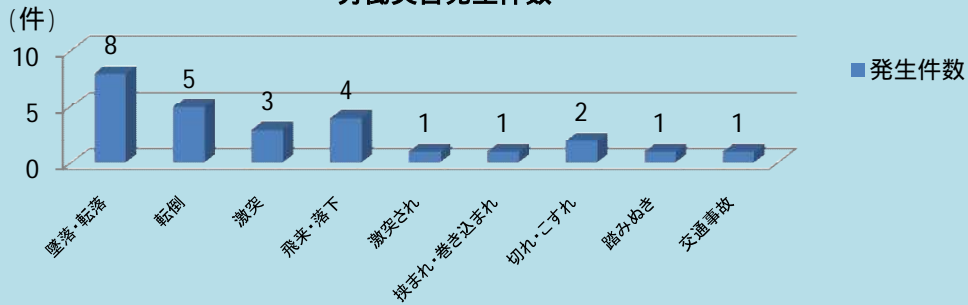
このような状況の中、今一度、事業者が先頭になって『安全第一』という基本に立ち戻り、作業前の危険予知及び指先呼称での確認、作業手順の遵守、非常作業における安全確認の徹底等について総点検を行うことが重要となっています。

建設業の労働災害発生状況

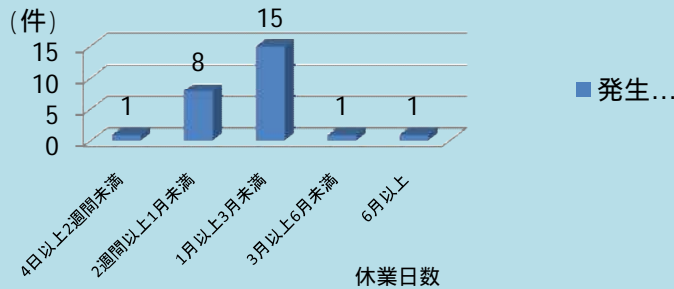
平成24年10月末速報値

	平成24年	平成23年	対前年 増減件数	対前年 増減率%
全産業	212	196	16	8.2%
建設業	26	16	10	62.5%
土木工事業	7	1	6	600.0%
建築工事業	14	11	3	27.3%
その他建設業	5	4	1	25.0%

平成24年建設業事故型別
労働災害発生件数



平成24年建設業災害程度件数



注)平成24年10月までに労働者死傷病報告により報告のあった休業4日以上の労働災害を取りまとめたものです。

建設業の特徴

重層下請構造

所属の異なる労働者が
同一場所で作業

短期間で作業内容
が変化

労働災害防止対策の推進に当たって

工事現場において元方
事業者による統括管理

工事現場を管理する本店、
視点、営業所等の工事現場
への的確な指導・援助

危険性又は有害性等の調査
(リスクアセスメント)と、
その結果に基づく措置の
実施

事業者の主体的能力に応じた
労働安全衛生マネジメントシステム
の導入を推進

現場での安全管理のポイントを押さえた取組を！！ 現場総点検チェックリスト

現場で各項目のチェック☑をお願いします

1. 管理全般

関係業者の管理状況等、作業員の資格、機械関係の点検を行っているか
作業に応じた資格者等の配置を行っているか
現場に必要な表示はされているか
段取りを綿密に打ち合わせているか、作業指示は明確かつ具体的であるか
毎朝KY活動をおこなっているか、当日の作業内容に応じたものとなっているか
安全上の注意は具体的であるか、作業員の服装等のチェックを行っているか
保護帽等の使用状況のチェックをしているか、作業員同士の声かけがされているか
現場で作業主任者、職長、監視人等がそれぞれ、その職務を果たしているか
現場代理人として安全管理に臨んでいるか、権限・責任・自覚はあるか
店社において現場代理人及び現場作業員に対する必要かつ具体的な指導を行っているか



2. 墜落・転落災害の防止

現場及び作業箇所に通ずる安全通路は確保されているか
足場には、下さん、幅木等の墜落防止措置等が行われているか
(平成21年6月 足場等の法改正)
足場には、作業床が設けられているか、幅は適切か、作業床は固定してあるか
隙間は大きくないか、足場上に不要なものはないか
作業床の端、開口部等に手すり、囲い、覆い等を設けてあるか
墜落のおそれのある箇所の手すりを設けることのできない場合は、安全帯を使用させているか
はしご、脚立等の滑動防止、固定してあるか
高さ10m以上の足場を設置する場合、計画届を提出し、計画に基づいて設置しているか



3. 重機災害の防止

重機の運転の業務を法定の資格を持っているものにさせているか
重機の可動範囲を立ち入り禁止にしているか
重機と近接作業を行う場合、監視人を定め監視させているか
立会い位置はどうか、統一した合図を決めているか
軟弱な路盤では誘導員を選任し、誘導させているか
重機を主たる用途以外に使用していないか
重機の始業点検、特定自主検査をしているか



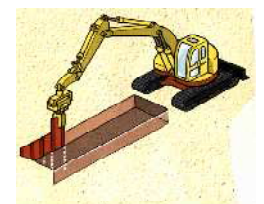
4. クレーン(移動式クレーン含む)の災害防止

つり荷の直下への立入禁止、関係作業員以外の作業範囲内への立入禁止をしているか
過巻き防止装置、フックの外れ止め等の安全装置は有効に機能しているか
クレーンの運転は有資格者が行っているか、合図者を定めているか
移動式クレーンはアウトリガーを確実に張り出しているか、アウトリガーの足場は良いか
玉掛け作業は有資格者が行っているか、資格者は足りているか
適切な玉掛け用具を使用しているか、点検を適切に行っているか、現場での保管は良いか



5. 倒壊災害等の防止

型枠支保工や足場の組立は、組立図によって組み立てているか
型枠支保工や足場には、脚部の滑動防止措置、水平つなぎ、壁つなぎ等を設けてあるか
仮設の構造物に著しい損傷、腐食、変形しているものを使用していないか
鉄骨、足場、型枠支保工の組立作業、コンクリート構造物の解体作業時等に
作業主任者を定め、その者が直接指揮を行っているか



6. 土砂崩壊災害の防止

掘削作業は、地山の状況に基づいた作業計画によっているか
掘削作業は、安全勾配で行っているか
掘削作業、土止め支保工等の作業は、作業主任者が定められ、直接指揮しているか
点検者を指名して作業箇所と周辺の地山の点検を行っているか、チェックリストを活用しているか
法面下部の作業では、土止め支保工、落石防護柵、ネット等を設け関係者以外の立入を禁止しているか
下水道工事等の場合、「土止め先行工法」により作業が進められているか
高さ(深さ)10m以上の掘削の場合、計画届を提出し、計画に基づいて掘削を行っているか

【災害事例】

事例(1)

発生概要		移動式クレーンで作業中に吊り荷の下敷きとなる									
業種	土木建設業	職種	作業員	年齢	60代	性別	男	災害程度	休業3ヶ月	経験	4ヶ月
発生状況	道路新設工事において、移動式クレーンを用いて水路用ボックスカルバートを設置している時に、移動式クレーンが転倒しそうになったため、吊っていた荷と水路にはさまれたもの。			事故の型	はさまれ			起因物	移動式クレーン		
	概略図 										
発生原因	移動式クレーンを用いて作業を行うにあたり、定格荷重を超える荷重をかけて使用したため、移動式クレーンが転倒しそうになり荷振れした荷が移動してきてはさまれたこと。 移動式クレーンの作業計画が作成されていないこと。										
再発防止策	過負荷防止装置は確実に作動させ、定格荷重を超えるおそれのある時には作業を中止し、新たに作業計画を作成したうえで作業を行うこと。 移動式クレーンを用いて作業を行うときは、転倒による労働者の危険を防止するため、あらかじめ場所の広さ、移動式クレーンの種類及び能力を考慮した作業計画を作成すること。			<p><ワンポイントアドバイス> 事業者は、移動式クレーンを用いて作業を行うときは、移動式クレーンの転倒等による労働者の危険を防止するため、あらかじめ、当該作業に係る場所の広さ、地形及び地質の状態、運搬しようとする荷の重量、使用する移動式クレーンの種類及び能力を考慮して次の事項を定めるとともに、当該事項について、作業の開始前に関係労働者に周知させてください。</p> <p>移動式クレーンによる作業の方法 移動式クレーンの転倒を防止するための方法 移動式クレーンによる作業に係る労働者の配置及び指揮の系統</p>							

事例(2)

発生概要		スレート屋根上でスレートを踏み抜き墜落									
業種	建築工事業	職種	鳶	年齢	20代	性別	男	災害程度	休業2ヶ月	経験	8ヶ月
発生状況	工場のスレート屋根上で、スレート破損開口部に足場板を敷く作業中に、スレートを踏み抜き、高さ8メートルから墜落したものの。			事故の型	墜落			起因物	屋根		
	概略図 										
発生原因	踏み抜きにより墜落危険がある箇所で行うにあたって、踏み抜きによる墜落危険を防止するための、歩み板・防網・親網の設置等の措置が行われていなかった。 屋根上の穴付近への足場板の設置作業を行うにあたって、踏み抜きによる墜落危険に係るリスクアセスメントを行っていないこと。 作業をはじめとした関係者の屋根の踏み抜きによる墜落危険及び墜落防止措置に関する認識が低かったこと。										
再発防止策	踏み抜きによる墜落危険を防止するための歩み板・防網・親網の設置等の措置を講ずること。 屋根上の穴付近への足場板設置をはじめ、必ず、作業開始前に作業ごとのリスクアセスメントを実施し、リスク低減措置(設備面・教育面)を講ずること。 日頃から、作業者の危険認識、安全意識の向上教育を実施すること。			<p><ワンポイントアドバイス> スレート踏み抜きによる墜落防止対策 ・幅30cm以上の歩み板を設置するか、屋根の下側に安全ネットを張るか、または、作業者に安全帯を使用させる。 ・保護帽を使用するときは、必ずあご紐を締めること。 ・事前に安全作業計画を作成し、作業者に周知するとともに、関係作業者にスレート屋根上の作業の危険性について安全教育を実施すること。</p>							

1. 災害発生状況は、同種災害防止の見地から編集を加えて作成しています。

2. 災害防止対策、コメントは、必ずしも法令違反を構成するものではなく、安全管理上望ましい対策を含めて取りまとめてあります。